

宮城学院奨学会奨学金(2020前期) 募集要項

本奨学金は、授業料納入が困難な学生を支援する目的で、国による修学支援新制度に申請する資格のない学生を対象に本学法人が運営している奨学金です。

<対象者>

国による修学支援新制度(日本学生支援機構:授業料等減免と給付型奨学金)に申請する資格のない学生

※新制度に不採用となった人、申請資格があるにもかかわらず申請をしていない人は対象とはなりません

※対象者は具体的には下記の場合等を指します。

- 「留学」の在留資格、「家族滞在」の在留資格をもつ留学生
- 高校等を初めて卒業した年度(高卒認定試験に合格した年度)の翌年度の末日から、本学入学までに2年以上経過している者(例:2020年4月入学者の場合、2017年3月以前に卒業した者が該当)
- 大学院生

<出願資格>

生計維持者※の合計収入が、基準額以下の者。

基準額：給与所得者の場合収入300万円、事業所得等の場合26万円

※生計維持者とは：申請者の父母が離別・死別していない場合は父母（事実上の婚姻も含む）。父母の一方が離別・死別・婚姻歴がない場合などの場合は、申請者と同じ世帯にいる父または母。父母が死亡等している場合は、申請者の生活を主に維持している人1名。申請者が社会的養護を必要とする人の場合は、申請者自身。

<給付金額および採用期間>

採用年度のみ30万円または60万円

<留意事項>

※生計維持者(学資負担者)の収入額等を基に選考します。全員が免除対象となるとは限りません。

※他の本学独自の奨学金との併給の場合、授業料を超える金額の受給はできません。

※同時期に募集している他の奨学金と併せて申請できますが、決定の際は金額が多い方で採用します。

<提出書類>

別紙のとおり

<申請手続き>

- ② ユニパ掲示板にて申請書類一式をダウンロードし、提出期限までに必要書類を提出する。
 - ② 同時に、クラス担任に推薦所見の作成依頼をしておく。推薦所見は提出後7月下旬に学生課から先生に依頼するので、その旨も伝え承諾を得る。
- ※生計維持者の直筆の署名や押印、添付書類のとりよせが必要ですので、特に保護者と離れて暮らしている方は早めに準備をしてください。

<提出期限>

2020年7月20日(月)必着

<提出先> **郵送提出** ※特定記録やレターパック等の配達記録の残る方法で郵送してください。
〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1 宮城学院女子大学 学生課
TEL.022-277-6271 E-mail. gakusei-c@mgu.ac.jp

※応募書類は返却しません。出願対象外の学部生が応募した場合も返却しません。